

## 令和4年11月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
121	秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を設定する件
122	秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件
123	秋田市公文書管理条例の一部を改正する件
124	秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件
125	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件
126	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
127	秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件
128	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
129	秋田市職員定数条例の一部を改正する件
130	秋田市児童館条例の一部を改正する件
131	秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件
132	秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についての協議に関する件
133	秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件
134	秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件
135	小型除雪車を買い入れる件
136	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件
137	令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件
138	令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
139	令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第3号）の件
140	令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件
141	令和4年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件
142	令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
143	令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件
144	令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件
145	令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
146	令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件
147	令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
148	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件



## 議案第121号

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を設定する件

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように設定する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(登録簿)

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長ならびに市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務

(4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係る個人情報取扱事務

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない

ない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担)

第7条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この条において同じ。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関(市が設立した地方独立行政法人を除く。第2号において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秋田市条例第8号)第2条第1項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(秋田市個人情報保護条例の廃止)
- 2 秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)は、廃止する。  
(秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第10条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行前において旧条例第10条第1項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務又は同項に規定する指定管理者が行った公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項、第2項もしくは第3項、第23条第1項もしくは第2項又は第30条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル(その全部又は

一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為および附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(秋田市災害対策基本条例の一部改正)

8 秋田市災害対策基本条例(平成24年秋田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(秋田市暴力団排除条例の一部改正)

9 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という)を「実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会ならびに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。以下同じ)」に、「同条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(秋田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

10 秋田市行政不服審査法施行条例(平成28年秋田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）に伴い、保有個人情報の開示請求の手續等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするものである。



議案第122号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第 号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第3条中「8人」を「6人」に改める。

第5条第1項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改める。

第9条第1項中「又は第7条」を「もしくは第7条」に、「又は資料の提出」を「もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出」に、「当該意見書又は

資料」を「、これらの意見書、資料又は主張書面」に、「又は資料を」を「、資料又は主張書面を」に改め、同項ただし書中「その他」を「、その他」に改める。

第10条中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第11条中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(他の制度との調整)

第12条 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第5条第4項、第6条、第7条、第8条（同項および第6条第1項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第9条第2項、第3項（同条第2項の規定に係る部分に限る。）および第4項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「旧条例」という。）第11条第1項、第2項もしくは第3項、第23条第1項もしくは第2項又は第30条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止に係る審査請求の調査審議については、なお従前の例による。

## 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等を改めるとともに、規定

を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第123号

秋田市公文書管理条例の一部を改正する件

秋田市公文書管理条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例

秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、「同じ。）」の次に「又は死者に関する情報（死者に係る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）（以下「個人情報等」という。）」を加え、「個人情報の」を「個人情報等の」に改める。

第16条第2項中「死者を本人とする個人情報」を「死者に関する情報（当該死者を本人とするものに限る。）」に改め、同項第3号および第5号中「死者に関する」を「死者の」に改める。

第21条第2項の表第5条第1項の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改め、同表第9条第1項の項を次のように改める。

第9条第1項	審査会	公文書管理委員会
	第5条第3項もしくは第4項もしくは第7条	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項もしくは第4項又は第7条
	もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料	又は資料
	これらの意見書、資料又は主張書面	当該意見書又は資料
	当該意見書、資料又は主張書面	当該意見書又は資料

第21条第2項の表第10条の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同表第11条の項中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴い、特定歴史公文書等に係る個人情報の定義を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。





## 議案第124号

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由があ

る」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条および次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医師が占める職を除く。)とする。

(1) 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)第13条の2第1項又は秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)第10条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況および職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上

の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める

管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

附則第2項の次に次の1項を加える。

(情報の提供および勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員および第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の秋田市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日にお



ける当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、附則第6項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に

ある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から附則第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢）

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定

する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

15 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から附則第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日に

における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(秋田市職員の再任用に関する条例の廃止)

22 秋田市職員の再任用に関する条例（平成13年秋田市条例第1号）は、  
廃止する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の定年等について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第125号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

員

第10条に次の1号を加える。

- (3) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書および第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号ならびに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項



に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）  
を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

（秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員のうち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第2条の規定による改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新育児休業条例」という。）第23条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の派遣等

の要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第126号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例等の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の前の見出し中「昇給」を「昇給等」に改め、同条第6項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた」の次に「額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」を加える。

第4条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項第2号および第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第26条第1項中「および附則第17項第4号」を削り、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「。附則第17項第4号において同じ。」を削る。

第27条第1項中「および附則第17項第5号」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「および附則第17項第5号」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第8条」を「第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第17項から附則第20項までを削り、附則第22項を附則第25項とし、附則第21項を附則第24項とし、附則第16項の次に次の7項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項および第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第4条第2項および第5項ならびに規則の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用さ

れる職員および非常勤職員

(2) 秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）

第3条ただし書に規定する職員

(3) 秋田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項

の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551	を
任期付職員	1	149,610								
	2	181,928								

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	に
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551	
任期付職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
		円								
	1	149,610								
	2	181,928								

改める。

別表第2のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		296,200	338,600	393,000	を
任期付職員		272,600			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
	円	円	円	
	296,200	338,600	393,000	
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	
	円			
	272,600			

改め、別表第2のイの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995	を
任期付職員			188,170					

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
	円	円	円	円	円	円	円	
	189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995		
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円						
		188,170						

改める。

(秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に、「10分の1以下を」を「額の10分の1以下に相当する額を、給与から」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料（同条例第15条

第1項の給料を除く。)の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第17項から附則第23項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第 号)附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員(秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。))をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(附則第5項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の給与条例第4条第6項に規定



する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第5項および第6項において同じ。)であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第26条第3項および第27条の3第2項の規定を適用する。

7 改正後の給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任

用職員」とする。

- 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条から第10条の3まで、第25条および第25条の2の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、第4条の2、第11条および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 11 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の表第4条第2項の項の次に次のように加える。

第4条第6項	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
--------	---	--------

第17条の表第4条第6項および第7項の項中「第4条第6項および第7項」を「第4条第7項」に改め、同表第4条の2第1項の項を削り、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号および第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)」に改める。

第22条の表第4条の2第1項の項中「第4条の2第1項」を「第4条第6項」に改め、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号およ

び第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）」に改める。

附則第4項の前の見出しおよび同項から附則第7項までを削る。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（秋田市職員給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 4 育児短時間勤務職員に対する秋田市職員給与条例附則第17項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 12 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 13 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 14 秋田市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 15 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

## 提案理由

地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、60歳を超える職員の給与に関する特例措置について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第127号

秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件

秋田市職員の降給の事由に関する条例を次のように設定する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の降給の事由に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）附則第17項で定める事由（当該事由に相当するもので訓令その他の規程で定めるものを含む。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

2 秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び」を「および」に改める。

第1条中「及び休職の手続及び」を「、休職および降給の手続および」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職および降給」に改め、同条第1項中「若しくは」を「もしくは」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

附則に次の1項を加える。

第2条第2項の規定は、秋田市職員の降給の事由に関する条例（令

和4年秋田市条例第 号)に定める事由による降給の場合には、適用しない。この場合において、当該事由に該当する職員には、当該事由により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正(令和3年法律第63号)に伴い、職員の降給の事由について定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第128号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「額（以下）」を「額（以下この項および第5項において）」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項から附則第16項までを削る。

附則第17項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第18項中「第4条」を「（昭和59年法律第71号）第4条」に、「第5条」を「（昭和59年法律第87号）第5条」に、「第2条第2項」を「（昭和28年法律第182号）第2条第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第19項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第20項を附則第8項とする。

附則第21項中「条例第30号」を「秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号。次項および附則第11項において「条例第30号」という。）」に改め、「まで」の次に「および附則第21項から第29項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第22項中「第5条の2」の次に「および附則第24項」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第23項中「第5条」の次に「又は附則第22項」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第24項を附則第12項とし、附則第25項から附則第32項までを12項ずつ繰り上げる。

附則に次の9項を加える。

21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した



者（定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第21項」とする。

22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第22項」とする。

23 前2項の規定は、秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

24 秋田市職員給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第5条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

26 当分の間、第5条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる職員であつて、退職の日において定められてい

るその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。) に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「年度の前年度以前」とあるのは、「年度以前」とする。

秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員	60歳
秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員	65歳

27 当分の間、第5条第1項に規定する者（秋田市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）もしくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

28 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と

する。

- 29 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「もしくは」と、「を除く」とあるのは「又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く」とする。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第3条から第5条まで」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第21項もしくは附則第

22項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「および附則第21項から附則第29項まで」を加える。

附則第6項中「に新条例」を「に秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2および附則第24項」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第22項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年秋田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第9項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第6項」を「附則第9項から第11項まで、附則第15項および第16項、附則第6項」に改める。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、60歳を超える職員の退職手当に関する特例措置について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第129号

秋田市職員定数条例の一部を改正する件

秋田市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,629人」を「1,740人」に改め、同条第2号中「218人」を「203人」に改め、同条第8号中「461人」を「330人」に改め、同条第9号中「410人」を「445人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

市長の事務部局の職員等の定数を改めるため、改正しようとするものである。



議案第130号

秋田市児童館条例の一部を改正する件

秋田市児童館条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市将軍野児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

将軍野児童館を廃止するため、改正しようとするものである。





## 議案第131号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条および第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条および第11条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の

例による。

#### 提案理由

市議会議員および市長の選挙における選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするものである。

## 議案第132号

秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についての協議に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり秋田県と締結しようとする生活排水処理事業の運営に係る連携協約に関する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求めらる。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

### 提案理由

秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するに当たり、基本的な方針、役割分担等について定める連携協約を締結するための協議について、議会の議決を求めようとするものである。



(別紙)

秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約

秋田県（以下「甲」という。）および秋田市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、以下のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、甲および乙の協働により、連携して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。

(連携する事務の範囲)

第2条 甲および乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事務について相互に連携する。

- (1) 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
- (2) 設計積算、工事監督等に関する事務
- (3) 技術研鑽のための研修等に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲および乙の連携が必要となる事務

(基本方針)

第3条 甲および乙は、前条に定める事務について連携を図るため、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社（以下「広域補完組織」という。）を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進する。

(役割分担)

第4条 広域補完組織の設立・運営に係る事務の内容ならびに甲および乙の連携に関する役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費の負担)

第5条 連携して甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度、その他の事情を勘案し、甲および乙が協議して定める。

(協議)

第6条 甲および乙は、連携する事務についての調整や、広域補完組織の運営に係る情報を共有するため、定期的に協議を行う。

(連携協約の変更および廃止)

第7条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲および乙が協議して行うものとする。この場合において、甲および乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、その例によるとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の決定等)

第8条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

附 則

この連携協約は、締結の日から効力を生じるものとする。

別表（第4条関係）

取組分野	内容	役割分担	
		甲	乙
連携に関する事務を執行する広域補完組織の設立および運営による事業運営の効率化	広域補完組織の設立について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乙と連携し、広域補完組織の設立に関する事項を取りまとめるとともに、広域補完組織に出資して協働で事業を実施する民間事業者（以下「パートナー事業者」という。）の公募および選定に関する事務を総括する。</li> <li>2 乙と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域補完組織の設立や、パートナー事業者の公募に関する事項について、甲と協力して検討を行う。</li> <li>2 甲と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</li> </ol>
	広域補完組織の運営について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域補完組織の役員および社員の派遣について、乙と調整を図る。乙との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</li> <li>2 乙との協議により、乙が必要とする支援や経費を取りまとめ、甲が管理する施設に関する業務と合わせて、広域補完組織に一括して発注する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域補完組織の役員および社員の派遣について、甲と調整を図る。甲との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</li> <li>2 広域補完組織に依頼する業務について、甲と協議を行う。</li> </ol>
	広域補完組織の評価について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乙と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。</li> </ol>





議案第133号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件

次により秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人いこいの家
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

老人いこいの家の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第134号

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和2年9月25日（議案第101号）  
令和4年6月27日（議案第79号）
- 2 工 事 名 秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事
- 3 工 事 場 所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 4 変 更 事 項 契約金額「4,020,500,000円」を「5,306,400,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル  
日鉄エンジニアリング株式会社  
代表取締役社長 石 倭 行 人
- 6 変 更 理 由 燃焼ガス冷却設備におけるボイラー耐火物およびボイラー2次過熱器の整備を追加することによる。

### 提案理由

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第135号

### 小型除雪車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名       | 小型除雪車  |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札  |
| 3 | 契 約 金 額     | 46,640,000円  |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市川尻町字大川反233番地の12<br>藤高自動車興業株式会社<br>代表取締役 高 田 栄 相 |

### 提案理由

小型除雪車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第136号

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,957,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	31,556,029	1,106,374	32,662,403
	1 国庫負担金	20,837,653	79,919	20,917,572
	2 国庫補助金	10,644,811	1,026,455	11,671,266
17	県支出金	10,639,193	137,316	10,776,509
	2 県補助金	3,431,956	137,316	3,569,272
20	繰入金	3,687,572	592,132	4,279,704
	2 基金繰入金	3,531,655	592,132	4,123,787
22	諸収入	8,311,526	2,221	8,313,747
	5 雑入	1,223,130	2,221	1,225,351
23	市債	12,274,000	173,800	12,447,800
	1 市債	12,274,000	173,800	12,447,800
	歳入合計	148,945,483	2,011,843	150,957,326



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,634,898	千円 125,948	千円 14,760,846
	1 総務管理費	12,634,871	121,787	12,756,658
	3 戸籍住民基本台帳費	478,337	4,161	482,498
3 民生費		57,178,254	395,114	57,573,368
	1 社会福祉費	28,690,411	223,312	28,913,723
	2 児童福祉費	19,312,689	123,478	19,436,167
	3 生活保護費	9,137,171	48,324	9,185,495
4 衛生費		15,300,274	470,752	15,771,026
	1 環境衛生費	586,227	23,197	609,424
	2 保健所費	6,173,444	429,299	6,602,743
	3 清掃費	6,092,221	18,256	6,110,477
5 労働費		753,741	6,929	760,670
	1 労働諸費	753,741	6,929	760,670
6 農林水産業費		3,192,937	190,158	3,383,095
	1 農業費	2,202,297	151,528	2,353,825
	3 林業費	495,310	38,630	533,940
7 商工費		10,061,162	37,240	10,098,402
	1 商工費	10,061,162	37,240	10,098,402
8 土木費		16,011,932	234,526	16,246,458
	2 道路橋りょう費	5,483,757	124,600	5,608,357
	3 河川費	874,108	5,500	879,608
	4 港湾費	159,107	1,581	160,688
	5 都市計画費	3,966,718	102,845	4,069,563
	6 公園緑地費	1,078,852	10,000	1,088,852
9 消防費		4,362,717	66,865	4,429,582
	1 消防費	4,362,717	66,865	4,429,582
10 教育費		13,456,463	444,311	13,900,774

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,863,062	48,474	1,911,536
	2 小学校費	2,835,294	256,660	3,091,954
	3 中学校費	2,456,124	125,085	2,581,209
	6 社会教育費	2,997,546	13,319	3,010,865
	8 専修学校費	138,644	773	139,417
11 災害復旧費		18,814	40,000	58,814
	2 公共土木施設災害復旧費	1	40,000	40,001
	歳 出 合 計	148,945,483	2,011,843	150,957,326

## 第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター伝送装置等更新事業	千円 22,605	令和4年度	千円 3,685	千円 23,760	令和4年度	千円 4,840
				令和5年度	18,920		令和5年度	18,920
9 消防費	1 消防費	消防庁舎改修事業	971,123	令和3年度	98,561	985,643	令和3年度	98,561
				令和4年度	488,461		令和4年度	502,981
				令和5年度	384,101		令和5年度	384,101

### 第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	千円 18,820
6 農林水産業費	3 林業費	県単局所防災事業	8,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	消融雪施設整備事業	398,500
	5 都市計画費	バスロケーションオープンデータ化事業	1,294
		土地区画整理会計繰出金	260,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	40,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	補正前	千円 80,000
			補正額	5,500
			補正後	85,500
		古川流域治水対策事業	補正前	218,000
			補正額	89,000
			補正後	307,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	119,666
			補正額	175,706
			補正後	295,372
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	423,885
			補正額	78,525
			補正後	502,410

## 第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和4年度 ） 令和5年度	千円 6,688
電子入札システム更新・運用経費	令和4年度 ） 令和10年度	139,613
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和4年度 ） 令和5年度	309,468
美術館施設整備等経費	令和4年度 ） 令和5年度	25,563
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和4年度 ） 令和7年度	97,377
後期高齢者健康診査事業	令和4年度 ） 令和5年度	110,818
社会福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	45,593
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	143,121
老人福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	127
健康管理関連事業委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	17,090
在宅子育てサポート事業	令和4年度 ） 令和5年度	14,316
道路維持修繕事業	令和4年度 ） 令和5年度	138,000
道路改良事業	令和4年度 ） 令和5年度	61,500

事 項	期 間	限 度 額
側溝改良事業	令和4年度 } 令和5年度	千円 76,000
橋りょう修繕事業	令和4年度 } 令和5年度	140,000
人にやさしい歩道づくり事業	令和4年度 } 令和5年度	31,000
道路排水路等整備事業	令和4年度 } 令和5年度	57,000
都市公園バリアフリー化事業	令和4年度 } 令和5年度	12,000
県議会議員選挙経費	令和4年度 } 令和5年度	16,438
市議会議員選挙経費	令和4年度 } 令和5年度	25,971
I C T支援員配置経費	令和4年度 } 令和7年度	143,574
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	令和4年度 } 令和9年度	173,240
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定文書法制課分)	令和4年度 } 令和5年度	3,042
同 上 (令和4年度設定防災安全対策課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,722
同 上 (令和4年度設定契約課分)	令和4年度 } 令和5年度	16,665
同 上 (令和4年度設定財産管理活用課分)	令和4年度 } 令和5年度	25,349

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定工事検査室分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 7,051
同 上 (令和4年度設定企画調整課分)	令和4年度 } 令和5年度	1,320
同 上 (令和4年度設定財政課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,000
同 上 (令和4年度設定情報統計課分)	令和4年度 } 令和5年度	143,619
同 上 (令和4年度設定広報広聴課分)	令和4年度 } 令和5年度	143,326
同 上 (令和4年度設定市民税課分)	令和4年度 } 令和5年度	10,916
同 上 (令和4年度設定地籍調査室分)	令和4年度 } 令和5年度	164
同 上 (令和4年度設定東京事務所分)	令和4年度 } 令和5年度	13,088
同 上 (令和4年度設定観光振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	303,606
同 上 (令和4年度設定文化振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,006
同 上 (令和4年度設定スポーツ振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	104,343
同 上 (令和4年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和4年度 } 令和5年度	75,033
同 上 (令和4年度設定大森山動物園分)	令和4年度 } 令和5年度	21,948

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 2,585
同 上 (令和4年度設定千秋美術館分)	令和4年度 } 令和5年度	77,099
同 上 (令和4年度設定民俗芸能伝承館分)	令和4年度 } 令和5年度	128
同 上 (令和4年度設定佐竹史料館分)	令和4年度 } 令和5年度	7,407
同 上 (令和4年度設定生活総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	627
同 上 (令和4年度設定市民課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,686
同 上 (令和4年度設定西部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	41,248
同 上 (令和4年度設定北部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	98,979
同 上 (令和4年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	36,697
同 上 (令和4年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	12,847
同 上 (令和4年度設定南部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	104,047
同 上 (令和4年度設定東部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	54,863
同 上 (令和4年度設定中央市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	74,241



事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定市民相談センター分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 2,623
同 上 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	112,522
同 上 (令和4年度設定食肉衛生検査所分)	令和4年度 } 令和5年度	3,164
同 上 (令和4年度設定保健総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,763
同 上 (令和4年度設定子ども総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	317
同 上 (令和4年度設定子ども育成課分)	令和4年度 } 令和5年度	8,252
同 上 (令和4年度設定環境総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	2,472,315
同 上 (令和4年度設定産業企画課分)	令和4年度 } 令和5年度	281,941
同 上 (令和4年度設定建設総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	158,270
同 上 (令和4年度設定都市総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	275,983
同 上 (令和4年度設定会計課分)	令和4年度 } 令和5年度	572
同 上 (令和4年度設定議会事務局分)	令和4年度 } 令和5年度	2,844
同 上 (令和4年度設定農業委員会事務局分)	令和4年度 } 令和5年度	656

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定教育委員会総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 42,351
同 上 (令和4年度設定学事課分)	令和4年度 } 令和5年度	132,943
同 上 (令和4年度設定教育研究所分)	令和4年度 } 令和5年度	2,882
同 上 (令和4年度設定生涯学習室分)	令和4年度 } 令和5年度	260
同 上 (令和4年度設定太平山自然学習センター分)	令和4年度 } 令和5年度	5,692
同 上 (令和4年度設定自然科学学習館分)	令和4年度 } 令和5年度	139
同 上 (令和4年度設定中央図書館明德館分)	令和4年度 } 令和5年度	4,174
同 上 (令和4年度設定秋田商業高等学校分)	令和4年度 } 令和5年度	1,268
同 上 (令和4年度設定御所野学院高等学校分)	令和4年度 } 令和5年度	2,183
同 上 (令和4年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和4年度 } 令和5年度	355
同 上 (令和4年度設定消防本部総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,118

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
消 防 費	千円 567,400	千円 10,900	千円 578,300			
小 学 校 費	344,000	100,100	444,100			
中 学 校 費	757,100	46,300	803,400			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		16,500	16,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	12,274,000	173,800	12,447,800			



議案第137号

令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

# 第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 520,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 16,528





議案第138号

令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 10,651

議案第139号

令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第3号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		千円 20,998	千円 2,443	千円 23,441
	2 雑入	4,997	2,443	7,440
歳 入 合 計		86,922	2,443	89,365

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 75,670	千円 2,443	千円 78,113
	1 総務管理費	75,670	2,443	78,113
歳 出 合 計		86,922	2,443	89,365

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 2,666

議案第140号

令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 103,180	千円 3,091	千円 106,271
	1 一般会計繰入金	103,180	3,091	106,271
5 諸収入		159,751	25,962	185,713
	2 雑入	95,750	25,962	121,712
歳 入 合 計		408,809	29,053	437,862



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		294,784	29,053	323,837
	1 総務管理費	294,784	29,053	323,837
	歳 出 合 計	408,809	29,053	437,862

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 84,529

議案第141号

令和4年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 395,540	千円 9,269	千円 404,809
	1 一般会計繰入金	395,540	9,269	404,809
7 市債		38,300	9,800	48,100
	1 市債	38,300	9,800	48,100
歳 入 合 計		540,233	19,069	559,302

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	467,462	9,475	476,937
	1 総務管理費	467,462	9,475	476,937
2	事業費	45,557	9,594	55,151
	1 動物園施設整備費	45,557	9,594	55,151
	歳 出 合 計	540,233	19,069	559,302

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	千円 48,158

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 19,787

## 第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
動物園施設整備費	千円 38,300	千円 9,800	千円 48,100			
計	38,300	9,800	48,100			



議案第142号

令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

# 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 36,502

議案第143号

令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 78,842	千円 45,979	千円 124,821
	1 一般会計繰入金	78,842	45,979	124,821
歳入合計		1,370,852	45,979	1,416,831

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,368,852	45,979	1,414,831
	1 総務管理費	1,368,852	45,979	1,414,831
	歳 出 合 計	1,370,852	45,979	1,416,831



議案第144号

令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,557,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 2,577,735	千円 510	千円 2,578,245
	1 一般会計繰入金	2,577,734	510	2,578,244
歳入合計		30,556,491	510	30,557,001



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 211,025	千円 510	千円 211,535
	2 徴税費	89,429	510	89,939
歳 出 合 計		30,556,491	510	30,557,001

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 275,218

議案第145号

令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

# 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	千円 90,257
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 ） 令和5年度	3,129

議案第146号

令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	446,259千円
漏 水 探 知 業 務 委 託 経 費	令和4年度から5年度まで	20,790千円
水道施設切廻等 業 務 委 託 経 費	令和4年度から5年度まで	128,000千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和4年度から5年度まで	50,000千円
配水管整備事業	令和4年度から5年度まで	1,167,000千円
配水幹線整備事業	令和4年度から5年度まで	171,000千円
上下水道局川尻庁舎 付属施設改修工事	令和4年度から5年度まで	45,000千円

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂積 志

議案第147号

令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	54,108千円
管渠建設事業	令和4年度から5年度まで	894,000千円

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志





議案第148号

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	18,660千円

令和4年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	14,634,898	125,948	14,760,846
3 民生費	57,178,254	395,114	57,573,368
4 衛生費	15,300,274	470,752	15,771,026
5 労働費	753,741	6,929	760,670
6 農林水産業費	3,192,937	190,158	3,383,095
7 商工費	10,061,162	37,240	10,098,402
8 土木費	16,011,932	234,526	16,246,458
9 消防費	4,362,717	66,865	4,429,582
10 教育費	13,456,463	444,311	13,900,774
11 災害復旧費	18,814	40,000	58,814
歳 出 合 計	148,945,483	2,011,843	150,957,326

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
4,161			119,574
94,934			300,180
66,995			403,757
			6,929
33,162			154,809
			37,240
			234,526
		10,900	52,365
74,773		146,400	203,038
23,345		16,500	155
297,370	173,800	28,100	1,512,573

## 2 歳 入

### 1 6 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 1,562,028	千円 56,574	千円 1,618,602	1 保健所費負担 金	千円 56,574
4 災害復旧費国庫負担金	0	23,345	23,345	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	23,345
計	20,837,653	79,919	20,917,572		

### 1 6 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,540,989	950,481	3,491,470	1 総務管理費補 助金	950,481
2 民生費国庫補助金	3,812,946	1,201	3,814,147	5 生活保護費補 助金	1,201
7 教育費国庫補助金	303,010	74,773	377,783	1 小学校費補助 金	48,877
				2 中学校費補助 金	25,896
計	10,644,811	1,026,455	11,671,266		

### 1 7 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

2 民生費県補助金	2,173,461	93,733	2,267,194	2 障害者福祉費 補助金	11,655
				5 児童福祉費補 助金	42,912



説	明	
		千円
07	感染症患者入院医療費負担金	(保健総) 51,138
09	感染症発生動向調査事業費負担金	(保健総) 5,436
01	公共土木施設災害復旧費負担金	(建設総) 23,345

49	マイナンバーカード交付事務費補助金	(市 民) 4,161
64	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政) 946,320
03	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	(福祉総) 1,201
07	学校施設環境改善交付金	(教委総) 48,877
06	学校施設環境改善交付金	(教委総) 25,896

18	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金	(福祉総) 11,655
51	保育所等物価高騰対策事業費補助金	(子ども育) 41,018
52	放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業費補助金	(子ども育) 1,894

16款 国庫支出金 17款 県支出金

17款 県支出金  
2項 県補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節	
				区分	金額 千円
				6 老人福祉費補助金	39,166
3 衛生費県補助金	453,730	10,421	464,151	1 保健所費補助金	10,421
4 農林水産業費県補助金	682,341	33,162	715,503	1 農業費補助金	26,762
				2 林業費補助金	6,400
計	3,431,956	137,316	3,569,272		

20款 繰入金  
2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	526,655	566,253	1,092,908	1 財政調整基金繰入金	566,253
10 公共施設等整備基金繰入金	1,002,600	23,700	1,026,300	1 公共施設等整備基金繰入金	23,700
12 森林環境譲与税基金繰入金	154,780	2,179	156,959	1 森林環境譲与税基金繰入金	2,179
計	3,531,655	592,132	4,123,787		

22款 諸収入  
5項 雑入

4 雑入	1,223,127	2,221	1,225,348	1 総務雑入	2,213
				8 産業振興雑入	8
計	1,223,130	2,221	1,225,351		

説	明	
30 介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金	(福祉総)	千円 39,166
47 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	(保健総)	10,421
95 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	(産業企)	15,302
97 農地集積推進事業費補助金	(産業企)	11,460
20 県単局所防災事業費補助金	(産業企)	6,400

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	566,253
01 公共施設等整備基金繰入金	(財 政)	23,700
01 森林環境譲与税基金繰入金	(産業企)	2,179

01 光熱水費等利用収入	(財産管)	2,213
75 農地集積推進事業費補助金返還金	(産業企)	8

17款 県支出金 20款 繰入金 22款 諸収入

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
7 消防債	千円 567,400	千円 10,900	千円 578,300	1 消防債	千円 10,900
8 教育債	1,978,900	146,400	2,125,300	1 小学校債	100,100
				2 中学校債	46,300
10 災害復旧債	0	16,500	16,500	2 公共土木施設 災害復旧債	16,500
計	12,274,000	173,800	12,447,800		

説	明	
01 消防施設整備債	(財 政)	千円 10,900
01 小学校建設債	(財 政)	100,100
01 中学校建設債	(財 政)	46,300
01 土木施設災害復旧債	(財 政)	16,500

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,619,420	千円 33,319	千円 8,652,739	千円	千円	千円	千円 33,319
11 財産管理費	54,353	21,441	75,794			2,213	19,228
12 地域振興費	1,121,577	23,840	1,145,417				23,840
13 市民サービスセンター費	866,588	36,691	903,279				36,691
15 市民交流プラザ費	526,166	6,496	532,662				6,496
計	12,634,871	121,787	12,756,658	0	0	2,213	119,574

節		説 明	千円
区 分	金 額		
10 需用費	千円 29,813	【総務部関係】 庁舎管理費	千円 29,813 29,813
12 委託料	3,506	【市民生活部関係】 駅東サービスセンター窓口混雑状況配信システム導入事業	3,506 3,506
10 需用費	2,621	【総務部関係】 財産管理費	21,441 21,441
14 工事請負費	18,820		
10 需用費	23,840	【市民生活部関係】 コミュニティセンター等管理運営費 新屋ガラス工房管理費 土崎みなと歴史伝承館管理費	23,840 18,521 3,715 1,604
10 需用費	17,450	【市民生活部関係】 市民サービスセンター窓口混雑状況配信システム導入事業	36,691 19,241
12 委託料	19,241	西部市民サービスセンター管理費 北部市民サービスセンター管理費 河辺市民サービスセンター管理費 雄和市民サービスセンター管理費 南部市民サービスセンター管理費 東部市民サービスセンター管理費	2,976 3,409 2,355 1,666 4,429 2,615
10 需用費	5,203	【観光文化スポーツ部関係】 秋田市民交流プラザ管理費	6,496 6,496
18 負担金、補助 及び交付金	1,293		

2 款 総務費

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 477,381	千円 4,161	千円 481,542	千円 4,161	千円	千円	千円
計	478,337	4,161	482,498	4,161	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,486,111	3,569	4,489,680				3,569
2 障害者福祉費	8,616,114	42,774	8,658,888	11,655			31,119
3 老人福祉費	1,255,670	168,707	1,424,377	39,166			129,541
5 社会福祉施設費	200,723	7,752	208,475				7,752
6 国民健康保険費	2,577,734	510	2,578,244				510
計	28,690,411	223,312	28,913,723	50,821	0	0	172,491



節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 672	【市民生活部関係】 個人番号カード発行関係経費	千円 4,161
12 委託料	3,489		4,161

2 給料	2,619	【福祉保健部関係】	50
		中国残留邦人等生活支援給付世帯食料品価格高騰対策事業	50
3 職員手当等	900	【子ども未来部関係】	3,519
10 需用費	50	社会福祉総務人件費	3,519
18 負担金、補助 及び交付金	42,774	【福祉保健部関係】	42,774
		障害者支援施設等物価高騰対策事業	42,774
18 負担金、補助 及び交付金	168,707	【福祉保健部関係】	168,707
		老人福祉施設物価高騰対策事業	168,707
10 需用費	7,752	【福祉保健部関係】	7,752
		老人福祉センター管理費	4,501
		総合福祉交流センター管理費	1,633
		御所野交流センター管理費	1,618
27 繰出金	510	【市民生活部関係】	510
		国民健康保険事業会計繰出金	510

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 12,518,533	千円 119,690	千円 12,638,223	千円 41,018	千円	千円	千円 78,672
4 児童福祉施設費	1,735,986	3,788	1,739,774	1,894			1,894
計	19,312,689	123,478	19,436,167	42,912	0	0	80,566

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	354,094	48,324	402,418	1,201			47,123
計	9,137,171	48,324	9,185,495	1,201	0	0	47,123

4款 衛生費

1項 環境衛生費

4 斎場費	130,939	23,197	154,136				23,197
-------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 505	【子ども未来部関係】 ひとり親世帯食料品価格高騰対策事業 私立保育所等物価高騰対策事業	千円 119,690
10 需用費	34,250		37,652
11 役務費	1,197		82,038
12 委託料	1,700		
18 負担金、補助 及び交付金	82,038		
18 負担金、補助 及び交付金	3,788		【子ども未来部関係】 放課後児童クラブ物価高騰対策事業

10 需用費	45,200	【福祉保健部関係】 生活保護システム改修経費 生活保護世帯食料品価格高騰対策事業 救護施設物価高騰対策事業	48,324
11 役務費	423		1,201
12 委託料	998		45,623
17 備品購入費	203		1,500
18 負担金、補助 及び交付金	1,500		

10 需用費	23,197	【市民生活部関係】	23,197
--------	--------	-----------	--------

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	586,227	23,197	609,424	0	0	0	23,197

4款 衛生費

2項 保健所費

1 保健所総務費	993,639	5,895	999,534				5,895
3 予防費	4,932,986	423,404	5,356,390	66,995			356,409
計	6,173,444	429,299	6,602,743	66,995	0	0	362,304

4款 衛生費

3項 清掃費

2 塵芥処理費	3,614,728	13,230	3,627,958				13,230
3 し尿処理費	165,807	5,026	170,833				5,026

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	斎場管理費 千円 23,197

10 需用費	5,895	【福祉保健部関係】	5,895
		保健所等運営管理費	5,895
3 職員手当等	1,245	【福祉保健部関係】	423,404
		新型コロナウイルス感染症対策事業	85,871
10 需用費	3,070	新型コロナウイルス感染症PCR検査機器整備事業	8,261
11 役務費	6,847	新型コロナウイルス感染症等冬季感染症同時流行対策事業	51,172
		新型コロナウイルス感染症対策医療機関緊急支援事業	278,100
12 委託料	10,874		
17 備品購入費	8,261		
18 負担金、補助 及び交付金	324,923		
19 扶助費	68,184		

10 需用費	12,075	【環境部関係】	13,230
		総合環境センター伝送装置等更新事業	1,155
18 負担金、補助 及び交付金	1,155	ごみ処理施設運営費	12,075
10 需用費	5,026	【環境部関係】	5,026

4 款 衛生費

## 4 款 衛生費

## 3 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	6,092,221	18,256	6,110,477	0	0	0	18,256

## 5 款 労働費

## 1 項 労働諸費

1 労働諸費	753,741	6,929	760,670				6,929
計	753,741	6,929	760,670	0	0	0	6,929

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

3 農業振興費	1,181,955	113,819	1,295,774	11,460		8	102,351
4 畜産業費	36,071	37,709	73,780	15,302			22,407
計	2,202,297	151,528	2,353,825	26,762	0	8	124,758

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	し尿処理施設運営費 千円 5,026

10 需用費	2,186	【産業振興部関係】	6,929
		サンライフ秋田管理運営経費	2,186
18 負担金、補助 及び交付金	4,743	資格取得助成事業	4,743

10 需用費	1,109	【産業振興部関係】	113,819
		農地集積・集約化対策事業	11,468
11 役務費	195	園芸振興センター管理運営経費	984
12 委託料	2,406	稲作経営維持緊急支援事業	80,559
		園芸作物経営維持緊急支援事業	20,808
18 負担金、補助 及び交付金	110,101		
22 償還金、利子 及び割引料	8		
18 負担金、補助 及び交付金	37,709	【産業振興部関係】	37,709
		畜産生産拡大施設等整備支援事業	19,126
		畜産経営維持緊急支援事業	18,583

4 款 衛生費      5 款 労働費      6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
3項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 林業総務費	千円 40,654	千円 8,638	千円 49,292	千円	千円	千円	千円 8,638
2 林業振興費	290,041	29,992	320,033	6,400		2,179	21,413
計	495,310	38,630	533,940	6,400	0	2,179	30,051

7款 商工費  
1項 商工費

5 観光費	714,331	11,382	725,713				11,382
7 中央卸売市場費	45,419	675	46,094				675
8 公設地方卸売市場費	103,180	15,914	119,094				15,914
9 大森山動物園費	395,540	9,269	404,809				9,269
計	10,061,162	37,240	10,098,402	0	0	0	37,240



節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 5,077	【産業振興部関係】 林業総務人件費	千円 8,638
3 職員手当等	3,561		8,638
12 委託料	3,927	【産業振興部関係】 県単局所防災事業 森林環境保全整備事業 施業効率化施設等整備事業	29,992
14 工事請負費	8,000		11,927
18 負担金、補助 及び交付金	18,065		2,179
			15,886

12 委託料	11,382	【観光文化スポーツ部関係】 観光施設維持管理経費 にぎわい交流館等施設管理費	11,382
			9,990
			1,392
18 負担金、補助 及び交付金	675	【産業振興部関係】 卸売市場内事業者電気料金支援事業	675
18 負担金、補助 及び交付金	12,823	【産業振興部関係】 公設地方卸売市場会計繰出金 卸売市場内事業者電気料金支援事業	15,914
27 繰出金	3,091		3,091
27 繰出金	9,269	【観光文化スポーツ部関係】 大森山動物園会計繰出金	9,269
			9,269

6 款 農林水産業費 7 款 商工費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 道路維持費	千円 3,360,074	千円 124,600	千円 3,484,674	千円	千円	千円	千円 124,600
計	5,483,757	124,600	5,608,357	0	0	0	124,600

8款 土木費

3項 河川費

2 河川水路整備費	807,974	5,500	813,474				5,500
計	874,108	5,500	879,608	0	0	0	5,500

8款 土木費

4項 港湾費

1 港湾振興費	159,107	1,581	160,688				1,581
計	159,107	1,581	160,688	0	0	0	1,581

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,449,958	77,536	1,527,494				77,536
4 公園管理費	751,106	25,309	776,415				25,309

節		説	明
区 分	金 額		
16 公有財産購入 費	千円 116,600	【建設部関係】 下新城大規模堆雪場（仮称）整備事業	千円 124,600
21 補償、補填及 び賠償金	8,000		124,600

12 委託料	5,500	【建設部関係】 河川改修事業	5,500 5,500

12 委託料	1,581	【観光文化スポーツ部関係】 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター管理運営経費	1,581 1,581

18 負担金、補助 及び交付金	77,536	【都市整備部関係】 タクシー事業者原油価格高騰対策支援事業 地方バス路線維持対策経費	77,536 58,000 19,536
12 委託料	25,309	【建設部関係】	25,309

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	3,966,718	102,845	4,069,563	0	0	0	102,845

9款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	3,423,410	52,345	3,475,755				52,345
3 消防施設費	705,515	14,520	720,035		10,900	3,600	20
計	4,362,717	66,865	4,429,582	0	10,900	3,600	52,365

10款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	1,741,644	47,072	1,788,716				47,072
6 学校給食センター費	39,515	1,402	40,917				1,402
計	1,863,062	48,474	1,911,536	0	0	0	48,474

10款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	1,356,017	75,451	1,431,468				75,451
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	大規模公園等維持管理経費	25,309

10 需用費	52,345	【消防関係】	52,345
		新型コロナウイルス感染症対策資機材整備経費	31,450
		常備消防管理費	20,895
14 工事請負費	14,520	【消防関係】	14,520
		消防庁舎改修事業	14,520

18 負担金、補助 及び交付金	1,093	【教育委員会関係】	47,072
		学校給食費会計繰出金	45,979
		修学旅行キャンセル料支援事業	1,093
27 繰出金	45,979		
10 需用費	1,402	【教育委員会関係】	1,402
		学校給食センター管理費	1,402

10 需用費	75,451	【教育委員会関係】	75,451
		小学校管理費	75,451

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 保健給食費	千円 327,227	千円 5,503	千円 332,730	千円	千円	千円	千円 5,503
4 学校建設費	754,768	175,706	930,474	48,877	100,100	14,600	12,129
計	2,835,294	256,660	3,091,954	48,877	100,100	14,600	93,083

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	757,170	44,084	801,254				44,084
3 保健給食費	245,998	2,476	248,474				2,476
4 学校建設費	1,063,977	78,525	1,142,502	25,896	46,300	5,500	829
計	2,456,124	125,085	2,581,209	25,896	46,300	5,500	47,389

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 5,503	【教育委員会関係】 小学校給食事業	千円 5,503 5,503
10 需用費	482	【教育委員会関係】 小学校施設等改修経費	175,706
11 役務費	532		175,706
12 委託料	2,144		
13 使用料及び賃 借料	1,853		
14 工事請負費	163,721		
18 負担金、補助 及び交付金	6,974		

10 需用費	44,084	【教育委員会関係】 中学校管理費	44,084 44,084
10 需用費	2,476	【教育委員会関係】 中学校給食事業	2,476 2,476
10 需用費	255	【教育委員会関係】 中学校施設等改修経費	78,525
11 役務費	555		78,525
14 工事請負費	77,715		

10款 教育費

10款 教育費

6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
4 図書館費	千円 196,188	千円 8,634	千円 204,822	千円	千円	千円	千円 8,634
9 太平山自然 学習センター 一費	78,092	4,685	82,777				4,685
計	2,997,546	13,319	3,010,865	0	0	0	13,319

10款 教育費

8項 専修学校費

2 専修学校管 理費	12,590	773	13,363				773
計	138,644	773	139,417	0	0	0	773

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災 害復旧費	1	40,000	40,001	23,345	16,500		155
計	1	40,000	40,001	23,345	16,500	0	155



節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 8,634	【教育委員会関係】	千円 8,634
		明德館管理費	6,268
		土崎図書館管理費	1,438
		新屋図書館管理費	928
10 需用費	4,685	【教育委員会関係】	4,685
		太平山自然学習センター管理費	4,685

10 需用費	170	【教育委員会関係】	773
		秋田公立美術大学附属高等学院管理費	773
18 負担金、補助 及び交付金	603		

14 工事請負費	40,000	【建設部関係】	40,000
		公共土木施設災害復旧事業	40,000

10款 教育費 11款 災害復旧費

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(134) 4,018	1,797,463	9,568,693	7,302,012	18,668,168	3,339,383	22,007,551	
補正前	(134) 4,015	1,797,463	9,560,997	7,295,801	18,654,261	3,339,383	21,993,644	
比 較	(0) 3	0	7,696	6,211	13,907	0	13,907	

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	235,924	849,124	290,881	191,283	142,152	2,279,474	1,526,667	88,596
補正前	236,110	846,645	290,879	191,427	141,927	2,277,471	1,525,515	88,596	
比 較	△ 186	2,479	2	△ 144	225	2,003	1,152	0	
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,764	3,144	6,393	5,912	5,287	121,015	
	補正前	1,402,396	153,464	3,144	6,393	5,912	5,287	120,635	
	比 較	0	300	0	0	0	0	380	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(134) 2,440		9,422,524	6,960,702	16,383,226	3,005,111	19,388,337	
補正前	(134) 2,437		9,414,828	6,954,491	16,369,319	3,005,111	19,374,430	
比 較	(0) 3		7,696	6,211	13,907	0	13,907	

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	235,924	839,300	290,881	186,454	142,152	1,953,375	1,526,667	88,408
補正前	236,110	836,821	290,879	186,598	141,927	1,951,372	1,525,515	88,408	
比 較	△ 186	2,479	2	△ 144	225	2,003	1,152	0	
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,764	3,144	6,023	5,912	5,287	121,015	
	補正前	1,402,396	153,464	3,144	6,023	5,912	5,287	120,635	
	比 較	0	300	0	0	0	0	380	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,578	1,797,463	146,169	341,310	2,284,942	334,272	2,619,214	
補正前	1,578	1,797,463	146,169	341,310	2,284,942	334,272	2,619,214	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	9,824	4,829	326,099	188	370
	補正前	9,824	4,829	326,099	188	370
	比 較	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給 料	7,696	その他の増減分	7,696	異動等による 増減分 7,696	職員数の異動状況 補正後 2,728 人 補正前 2,725 人 増 減 3 人
職 員 手 当 等	6,211	その他の増減分	6,211	異動等による 増減分 6,211	

継続費についての前前年度末までの支出  
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳						
			年度	年 割 額		左 の 財 源			一 般 財 源
						特 定 財 源	内 訳	内 訳	
		国 県 支 出 金	市 債	そ の 他					
		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター伝送装置等更新事業	4	補正前	3,685				3,685
				補正額	1,155				1,155
				補正後	4,840				4,840
			5	補正前	18,920			18,920	
				補正額					
				補正後	18,920			18,920	
			計	補正前	22,605			18,920	3,685
				補正額	1,155				1,155
				補正後	23,760			18,920	4,840
9 消防費	1 消防費	消防庁舎改修事業	3	補正前	98,561		73,900	23,500	1,161
				補正額					
				補正後	98,561		73,900	23,500	1,161
			4	補正前	488,461		366,300	117,700	4,461
				補正額	14,520		10,900	3,600	20
				補正後	502,981		377,200	121,300	4,481
			5	補正前	384,101		288,000	94,200	1,901
				補正額					
				補正後	384,101		288,000	94,200	1,901
			計	補正前	971,123		728,200	235,400	7,523
				補正額	14,520		10,900	3,600	20
				補正後	985,643		739,100	239,000	7,543

額、前年度末までの支出額又は支出額  
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		4,840	4,840		20.4
				18,920	
		4,840	4,840	18,920	20.4
	3,910		3,910		0.4
		597,632	597,632		60.6
				384,101	
	3,910	597,632	601,542	384,101	61.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
外部監査実施経費	千円 6,688	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 6,688
電子入札システム更新・運用経費	139,613	令和4年度 ┆ 令和10年度	139,613
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	309,468	令和4年度 ┆ 令和5年度	309,468
美術館施設整備等経費	25,563	令和4年度 ┆ 令和5年度	25,563
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	97,377	令和4年度 ┆ 令和7年度	97,377
後期高齢者健康診査事業	110,818	令和4年度 ┆ 令和5年度	110,818
社会福祉関連サービス委託経費等	45,593	令和4年度 ┆ 令和5年度	45,593
障がい者福祉関連サービス委託経費等	143,121	令和4年度 ┆ 令和5年度	143,121
老人福祉関連サービス委託経費等	127	令和4年度 ┆ 令和5年度	127
健康管理関連事業委託経費等	17,090	令和4年度 ┆ 令和5年度	17,090
在宅子育てサポート事業	14,316	令和4年度 ┆ 令和5年度	14,316
道路維持修繕事業	138,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	138,000
道路改良事業	61,500	令和4年度 ┆ 令和5年度	61,500
側溝改良事業	76,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	76,000

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			訳
特	定	源	一
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	般 財 源
千円	千円	千円	千円
			6,688
		21,750	117,863
			309,468
			25,563
			97,377
		110,818	
11,913			33,680
38,212			104,909
			127
5,148			11,942
			14,316
22,000	113,800		2,200
25,250	33,700		2,550
23,500	50,100		2,400

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	予 定 額
橋りょう修繕事業	千円 140,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 140,000
人にやさしい歩道づくり事業	31,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	31,000
道路排水路等整備事業	57,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	57,000
都市公園バリアフリー化事業	12,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	12,000
県議会議員選挙経費	16,438	令和4年度 ┆ 令和5年度	16,438
市議会議員選挙経費	25,971	令和4年度 ┆ 令和5年度	25,971
I C T 支援員配置経費	143,574	令和4年度 ┆ 令和7年度	143,574
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	173,240	令和4年度 ┆ 令和9年度	173,240
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定文書法制課分)	3,042	令和4年度 ┆ 令和5年度	3,042
同 上 (令和4年度設定防災安全対策課分)	15,722	令和4年度 ┆ 令和5年度	15,722
同 上 (令和4年度設定契約課分)	16,665	令和4年度 ┆ 令和5年度	16,665
同 上 (令和4年度設定財産管理活用課分)	25,349	令和4年度 ┆ 令和5年度	25,349
同 上 (令和4年度設定工事検査室分)	7,051	令和4年度 ┆ 令和5年度	7,051
同 上 (令和4年度設定企画調整課分)	1,320	令和4年度 ┆ 令和5年度	1,320



左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
77,000	56,700		6,300
15,500	13,900		1,600
28,500	22,500		6,000
6,000	5,400		600
16,438			
			25,971
			143,574
24,352			148,888
			3,042
			15,722
			16,665
		131	25,218
		2,256	4,795
			1,320

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	の 額
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定財政課分)	千円 4,000	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 4,000
同 上 (令和4年度設定情報統計課分)	143,619	令和4年度 ┆ 令和5年度	143,619
同 上 (令和4年度設定広報広聴課分)	143,326	令和4年度 ┆ 令和5年度	143,326
同 上 (令和4年度設定市民税課分)	10,916	令和4年度 ┆ 令和5年度	10,916
同 上 (令和4年度設定地籍調査室分)	164	令和4年度 ┆ 令和5年度	164
同 上 (令和4年度設定東京事務所分)	13,088	令和4年度 ┆ 令和5年度	13,088
同 上 (令和4年度設定観光振興課分)	303,606	令和4年度 ┆ 令和5年度	303,606
同 上 (令和4年度設定文化振興課分)	4,006	令和4年度 ┆ 令和5年度	4,006
同 上 (令和4年度設定スポーツ振興課分)	104,343	令和4年度 ┆ 令和5年度	104,343
同 上 (令和4年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	75,033	令和4年度 ┆ 令和5年度	75,033
同 上 (令和4年度設定大森山動物園分)	21,948	令和4年度 ┆ 令和5年度	21,948
同 上 (令和4年度設定秋田城跡歴史資料館分)	2,585	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,585
同 上 (令和4年度設定千秋美術館分)	77,099	令和4年度 ┆ 令和5年度	77,099
同 上 (令和4年度設定民俗芸能伝承館分)	128	令和4年度 ┆ 令和5年度	128

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円	そ の 他 千円	
		99	3,901
		19,606	124,013
		7,805	135,521
			10,916
122			42
			13,088
		15,925	287,681
			4,006
		25,993	78,350
			75,033
			21,948
			2,585
			77,099
			128

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	の
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定佐竹史料館分)	千円 7,407	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 7,407
同 上 (令和4年度設定生活総務課分)	627	令和4年度 ┆ 令和5年度	627
同 上 (令和4年度設定市民課分)	4,686	令和4年度 ┆ 令和5年度	4,686
同 上 (令和4年度設定西部市民サービスセンター分)	41,248	令和4年度 ┆ 令和5年度	41,248
同 上 (令和4年度設定北部市民サービスセンター分)	98,979	令和4年度 ┆ 令和5年度	98,979
同 上 (令和4年度設定河辺市民サービスセンター分)	36,697	令和4年度 ┆ 令和5年度	36,697
同 上 (令和4年度設定雄和市民サービスセンター分)	12,847	令和4年度 ┆ 令和5年度	12,847
同 上 (令和4年度設定南部市民サービスセンター分)	104,047	令和4年度 ┆ 令和5年度	104,047
同 上 (令和4年度設定東部市民サービスセンター分)	54,863	令和4年度 ┆ 令和5年度	54,863
同 上 (令和4年度設定中央市民サービスセンター分)	74,241	令和4年度 ┆ 令和5年度	74,241
同 上 (令和4年度設定市民相談センター分)	2,623	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,623
同 上 (令和4年度設定福祉総務課分)	112,522	令和4年度 ┆ 令和5年度	112,522
同 上 (令和4年度設定食肉衛生検査所分)	3,164	令和4年度 ┆ 令和5年度	3,164
同 上 (令和4年度設定保健総務課分)	15,763	令和4年度 ┆ 令和5年度	15,763

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円	そ の 他 千円	
			千円 7,407
			627
		929	3,757
			41,248
			98,979
			36,697
			12,847
			104,047
			54,863
			74,241
			2,623
2,325			110,197
		3,164	
34			15,729

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	の 額
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定子ども総務課分)	千円 317	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 317
同 上 (令和4年度設定子ども育成課分)	8,252	令和4年度 ┆ 令和5年度	8,252
同 上 (令和4年度設定環境総務課分)	2,472,315	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,472,315
同 上 (令和4年度設定産業企画課分)	281,941	令和4年度 ┆ 令和5年度	281,941
同 上 (令和4年度設定建設総務課分)	158,270	令和4年度 ┆ 令和5年度	158,270
同 上 (令和4年度設定都市総務課分)	275,983	令和4年度 ┆ 令和5年度	275,983
同 上 (令和4年度設定会計課分)	572	令和4年度 ┆ 令和5年度	572
同 上 (令和4年度設定議会事務局分)	2,844	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,844
同 上 (令和4年度設定農業委員会事務局分)	656	令和4年度 ┆ 令和5年度	656
同 上 (令和4年度設定教育委員会総務課分)	42,351	令和4年度 ┆ 令和5年度	42,351
同 上 (令和4年度設定学事課分)	132,943	令和4年度 ┆ 令和5年度	132,943
同 上 (令和4年度設定教育研究所分)	2,882	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,882
同 上 (令和4年度設定生涯学習室分)	260	令和4年度 ┆ 令和5年度	260
同 上 (令和4年度設定太平山自然学習センター分)	5,692	令和4年度 ┆ 令和5年度	5,692

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
19			298
650			7,602
		514,222	1,958,093
5,797		25,008	251,136
		55	158,215
		255,260	20,723
			572
			2,844
591			65
			42,351
7,589		1	125,353
			2,882
			260
			5,692

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定自然科学学習館分)	千円 139	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 139
同 上 (令和4年度設定中央図書館明德館分)	4,174	令和4年度 ┆ 令和5年度	4,174
同 上 (令和4年度設定秋田商業高等学校分)	1,268	令和4年度 ┆ 令和5年度	1,268
同 上 (令和4年度設定御所野学院高等学校分)	2,183	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,183
同 上 (令和4年度設定秋田公立美術大学附属高等 学院分)	355	令和4年度 ┆ 令和5年度	355
同 上 (令和4年度設定消防本部総務課分)	15,118	令和4年度 ┆ 令和5年度	15,118



左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	定 市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			139
			4,174
		1,268	
			2,183
		122	233
			15,118

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	82,332,800	3,468,200	9,708,500	157,300	13,334,000
(1) 土 木	33,048,040	1,665,400	4,077,600		5,743,000
(2) 農 林 水 産	1,918,801	460,500	240,400		700,900
(3) 教 育	12,052,556	1,124,100	1,978,900	146,400	3,249,400
(4) 公 営 住 宅	2,714,102		281,500		281,500
(5) 保 健 衛 生	5,187,136		1,599,900		1,599,900
(6) 消 防	2,513,491	70,300	567,400	10,900	648,600
(7) 民 生	949,902	5,700	315,000		320,700
(8) 商 工	138,300				
(9) 過 疎 債	479,989		20,000		20,000
(10) そ の 他	23,330,483	142,200	627,800		770,000
2 災 害 復 旧 債	1,692,045	95,600		16,500	112,100
(1) 土 木	449,805			16,500	16,500
(2) 農 林 水 産	174,856	95,600			95,600
(3) 教 育	7,379				
(4) 公 営 住 宅	304				
(5) 保 健 衛 生	1,059,701				
3 そ の 他	60,632,696		2,565,500		2,565,500
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	1,025,548				
(2) 減収補てん債	809,529				
(3) 減税補てん債	458,410				
(4) 臨時財政対策債	58,339,209		2,565,500		2,565,500
合 計	144,657,541	3,563,800	12,274,000	173,800	16,011,600

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,482,680		7,482,680	88,184,120
2,971,537		2,971,537	35,819,503
111,193		111,193	2,508,508
1,313,020		1,313,020	13,988,936
211,098		211,098	2,784,504
553,055		553,055	6,233,981
571,652		571,652	2,590,439
97,601		97,601	1,173,001
9,786		9,786	128,514
48,087		48,087	451,902
1,595,651		1,595,651	22,504,832
75,442		75,442	1,728,703
45,174		45,174	421,131
19,874		19,874	250,582
1,304		1,304	6,075
304		304	
8,786		8,786	1,050,915
4,937,759		4,937,759	58,260,437
111,997		111,997	913,551
			809,529
162,596		162,596	295,814
4,663,166		4,663,166	56,241,543
12,495,881		12,495,881	148,173,260

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 2,011,843 千円

上記のうち特定財源 499,270

差 引 一 般 財 源 1,512,573

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	946,320	2 国 庫 補 助 金	946,320
20 繰 入 金	566,253	2 基 金 繰 入 金	566,253
計	1,512,573		

土地区画整理会計  
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 16,528	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 16,528

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			16,528





市 営 墓 地 会 計  
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 10,651	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 10,651

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		10,651	



中央卸売市場会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 諸収入	千円 20,998	千円 2,443	千円 23,441
歳入合計	86,922	2,443	89,365



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 75,670	千円 2,443	千円 78,113
歳 出 合 計	86,922	2,443	89,365





## 2 歳 入

4 款 諸収入

2 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 雑入	千円 4,997	千円 2,443	千円 7,440	1 雑入	千円 2,443
計	4,997	2,443	7,440		

	説	明	千円
03 光熱水費等利用収入		(産業企)	2,443

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 75,670	千円 2,443	千円 78,113	千円	千円	千円 2,443	千円
計	75,670	2,443	78,113	0	0	2,443	0

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 2,443	【産業振興部関係】	千円 2,443
		市場運営経費	2,443

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 2,666	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 2,666

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,867	799





公設地方卸売市場会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 294,784	千円 29,053	千円 323,837
歳 出 合 計	408,809	29,053	437,862

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			25,962
			3,091
0	0		25,962
			3,091

## 2 歳 入

### 3 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 103,180	千円 3,091	千円 106,271	1 一般会計繰入 金	千円 3,091
計	103,180	3,091	106,271		

### 5 款 諸収入

#### 2 項 雑入

1 雑入	95,750	25,962	121,712	1 雑入	25,962
計	95,750	25,962	121,712		

説	明	千円
01 一般会計繰入金	(産業企)	3,091
基準内		927
基準外		2,164

05 光熱水費等利用収入	(産業企)	25,962

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 294,784	千円 29,053	千円 323,837	千円	千円	千円 25,962	千円 3,091
計	294,784	29,053	323,837	0	0	25,962	3,091



節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 29,053	【産業振興部関係】 市場運営経費	千円 29,053 29,053

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 84,529	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 84,529

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		59,171	25,358



大 森 山 動 物 園 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書











## 2 歳 入

### 4 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 395,540	千円 9,269	千円 404,809	1 一般会計繰入 金	千円 9,269
計	395,540	9,269	404,809		

### 7 款 市債

#### 1 項 市債

1 動物園施設整備債	38,300	9,800	48,100	1 動物園施設整 備債	9,800
計	38,300	9,800	48,100		

説		明	
01 一般会計繰入金		(動物園)	9,269
基準外			9,269

01 大森山動物園施設整備債		(動物園)	9,800
----------------	--	-------	-------

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 467,462	千円 9,475	千円 476,937	千円	千円	千円	千円 9,475
計	467,462	9,475	476,937	0	0	0	9,475

#### 2 款 事業費

##### 1 項 動物園施設整備費

1 動物園施設 整備費	45,557	9,594	55,151		9,800		△206
計	45,557	9,594	55,151	0	9,800	0	△206

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 9,475	【観光文化スポーツ部関係】 動物園運営経費	千円 9,475 9,475

14 工事請負費	9,594	【観光文化スポーツ部関係】 動物園施設等整備事業	9,594 9,594

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 19,787	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 19,787

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,257	18,530

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	422,714		38,300	9,800	48,100
(1) 大森山動物園	422,714		38,300	9,800	48,100
合 計	422,714		38,300	9,800	48,100



現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
25,402		25,402	445,412
25,402		25,402	445,412
25,402		25,402	445,412



廃棄物発電会計  
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 36,502	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 36,502

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		36,502	



学 校 給 食 費 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 78,842	千円 45,979	千円 124,821
歳入合計	1,370,852	45,979	1,416,831





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	1,368,852	45,979	1,414,831
歳 出 合 計	1,370,852	45,979	1,416,831

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			45,979
0	0	0	45,979

## 2 歳 入

### 2 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 78,842	千円 45,979	千円 124,821	1 一般会計繰入 金	千円 45,979
計	78,842	45,979	124,821		

説	明	
01 一般会計繰入金	(学 事)	千円 45,979

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 1,368,852	千円 45,979	千円 1,414,831	千円	千円	千円	千円 45,979
計	1,368,852	45,979	1,414,831	0	0	0	45,979

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 45,979	【教育委員会関係】	千円 45,979
		学校給食費管理費	45,979





国民健康保険事業会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書  
(事業勘定)





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 211,025	千円 510	千円 211,535
歳 出 合 計	30,556,491	510	30,557,001

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			510
0	0	0	510

## 2 歳 入

### 6 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 2,577,734	千円 510	千円 2,578,244	3 職員給与費等 繰入金	千円 510
計	2,577,734	510	2,578,244		

	説	明
01 職員給与費等繰入金		(国保年) 千円 510

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 賦課徴収費	千円 89,429	千円 510	千円 89,939	千円	千円	千円	千円 510
計	89,429	510	89,939	0	0	0	510



節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 510	【市民生活部関係】 一般管理の経費	千円 510 510

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	千円 275,218	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 275,218

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円 83,842	千円	千円 112,111	千円 79,265



介 護 保 險 事 業 会 計  
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書  
(保險事業勘定)

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
介護保険関連サービス委託経費等	千円 90,257	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 90,257
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定福祉総務課分)	3,129	令和4年度 ┆ 令和5年度	3,129

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳 一 般 会 計 入 金
特 定	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 48,416	千円	千円 25,681	千円 16,160
			3,129





令和4年度秋田市水道事業会計  
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額 (見込)		当該年度以降の支払義務発生額 予定		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 446,259	—	—	令和4年度から 5年度まで	千円 446,259	千円 446,259
漏水探知 業務委託経費	20,790	—	—	令和4年度から 5年度まで	20,790	20,790
水道施設切廻等 業務委託経費	128,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	128,000	128,000
鉛製給水管 取出部解消費 業務委託経費	50,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	50,000	50,000
配水管 整備事業	1,167,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	1,167,000	1,167,000
配水幹線 整備事業	171,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	171,000	171,000
上下水道局 川尻庁舎付属 施設改修工事	45,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	45,000	45,000

令和4年度秋田市下水道事業会計  
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額 (見込)		当該年度以降の支払義務発生額 予定		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 54,108	—	千円 —	令和4年度から 5年度まで	千円 54,108	千円 54,108
管渠建設事業	894,000	—	—	令和4年度から 5年度まで	894,000	894,000

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計  
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 18,660	—	千円 —	令和4年度から 5年度まで	千円 18,660	千円 18,660